

- 1 「いじめは絶対に許さない」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みをするために、保護者や地域との連携を図る。

いじめ対応チームの構成員

校長・教頭・生徒部長・保健管理部長・各年次主任
養護教諭・キャンパスカウンセラー（案件においては関係者）

校内組織

人権教育推進委員会

保健部会 生徒部会

1年次

2年次

3年次

（案件によっては関係者）

保護者・地域との連携

P T A

学校評議員会

神戸北警察署

社会福祉協議会

校区内小学校・中学校

子ども家庭センター